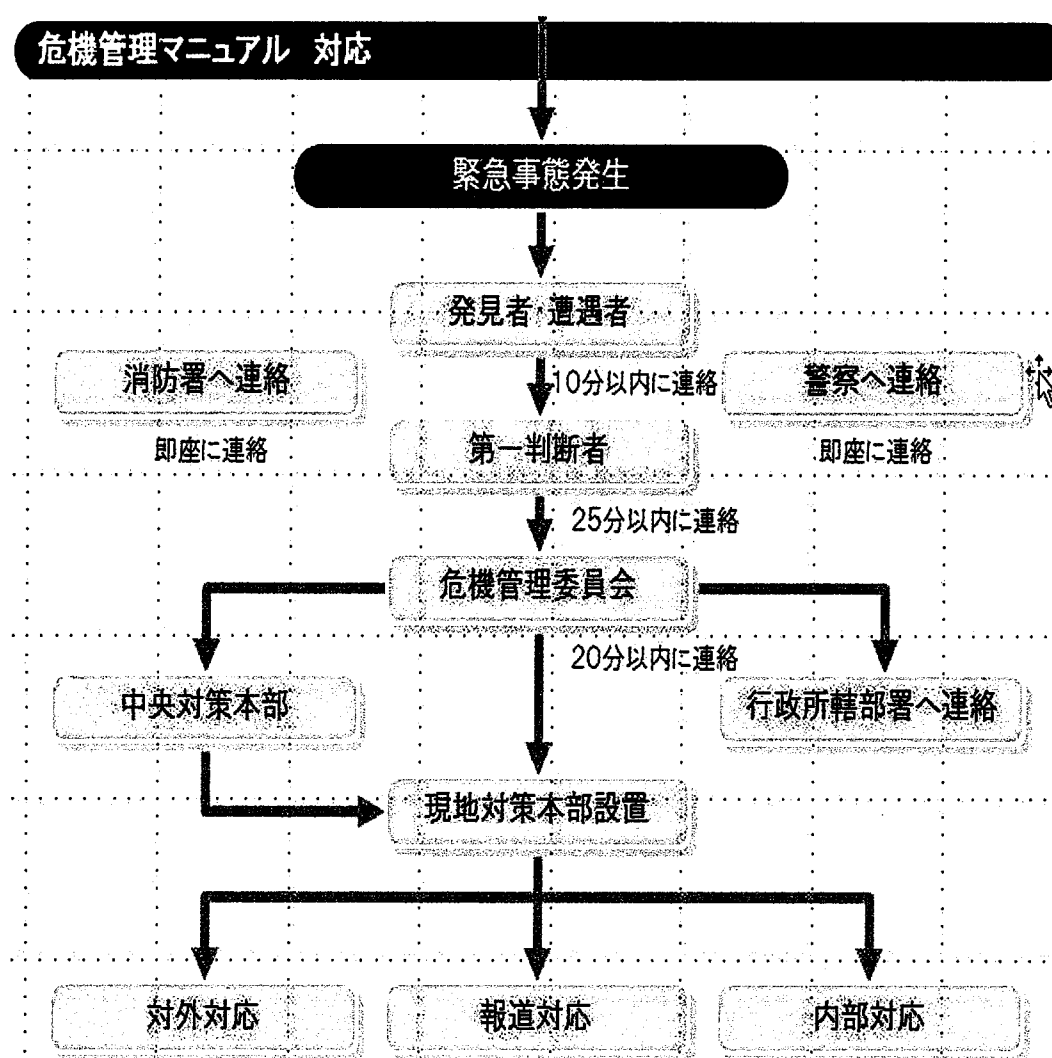


(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

- ・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉という基本的な行動を実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。
- ・具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知します。
- ・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。
- ・勤務職員にトランシーバーを常時携帯させることにより、迅速な初期対応を可能とする体制を整えます。

ア) 危機管理フローチャート



イ) 緊急時の対応内容

事 象	レベル	対 応 内 容
火 災	5	●施設内での火災を目視、または報知器によって知った場合は、直ちに現場を確認し、利用者の避難誘導と消防署への通報、初期消火活動を行う。 ●傷病者がいる場合は、直ちに応急手当と医療機関への搬送を手配する。
	4	●報知器が発報したが、出火場所・出火の事実が確認できない場合は、直ちに避難を開始できるように準備をする。
	2	●誤報であることが特定できた場合は、利用者に状況を知らせ、供用を継続するが、しばらくは経過観察を続け警戒する。
地 震	5	●利用者を落ち着かせ、揺れが収まるまで待機。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火をとめる。 ●揺れが収まり次第、利用者の避難誘導を行う。施設内に残存者がいないことを十分に確認する。
	4	●利用者を安全な場所に待機させ、情報収集する。 ●施設の外観点検の後、細部の点検を行う。施設に異常が発見された場合、安全が確認され完全復旧するまでは供用を中止する。 ●施設に異常が無い場合でも、電気・水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。 ●点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし「2警戒」の状態)

揺れを感じた	3	●情報収集する。 ●建物の外観点検の後、細部の点検を行う。 点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし、「2 警戒」の状態)
地震後	1	●直後に発見されなくても、しばらくは建物の崩落箇所、クラックの有無、施設機能などを観察する。
県から施設の閉鎖などの判断がなされた	3 or 4	●入口に施設閉鎖の案内掲示を行う。 ●予約団体等には、電話や文書によって施設の閉鎖の事情を伝え理解いただく。 ●県と連絡を密にとり、再開に向けての準備を続ける。
WHO の厚生労働省から感染症の発生が報告され、注意が促される場合	2	●感染症の発症が報道され、国内で流行の兆しが現れた場合、こまめに情報収集をする。 ●県の指示を仰ぎ、利用者対策を検討する。 ●各現場にスタッフの健康管理や緊急時の対応についての会社通達を伝達する。(感染予防、感染の疑いがある場合の対応など)
停電・断水 停電（全停電）し、復旧の見込みが分からない	4	●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。 ●停電発生のご案内放送を行う。 ●長時間復旧の見込みがない場合は、施設供用を中断する。

停電（全停電）した	2	●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。 ●停電発生のご案内放送を行う。 ●照明点灯（電力供給再開）後、使用を再開する。
長時間の停電の後に復電した	1	●電力供給会社から受電電圧を確認し、復電作業を行う。 ●各室の照明点灯を確認し、設備の安全巡視を行う。 ●停電復旧のご案内放送を行う。
予告のない断水	3 or 4	●水道局に問い合わせをし、情報を収集する。水道局で詳細が確認できない場合は、施設周囲の情報を収集する。 ●断水が発生していることを施設利用者に放送や口頭、張り紙等で周知する。 - 長時間復旧の見込みがない時や原因が不明の場合は、県と協議をし、一時的または当日の利用中止措置をとる。
予告されていた断水	2	●一時的な利用中止措置が必要か否かを県と話し合い、館内ポスターやアナウンスにより周知する。 ●必要最低限の水を予め確保しておく。

ウ) 火災・災害等防止対策

① 火 災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。

また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）（別紙１）を実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

② 地 震 ・ 津 波

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）の活用をします。

〔地震・津波に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。

※ 災害時及び緊急時には「東日本大震災」において問題となった携帯電話の通話不能状態となったことから、利用者の避難誘導及び管理者の連携を強化するためにトランシーバーを５台備えます。

③ 台風・豪雨

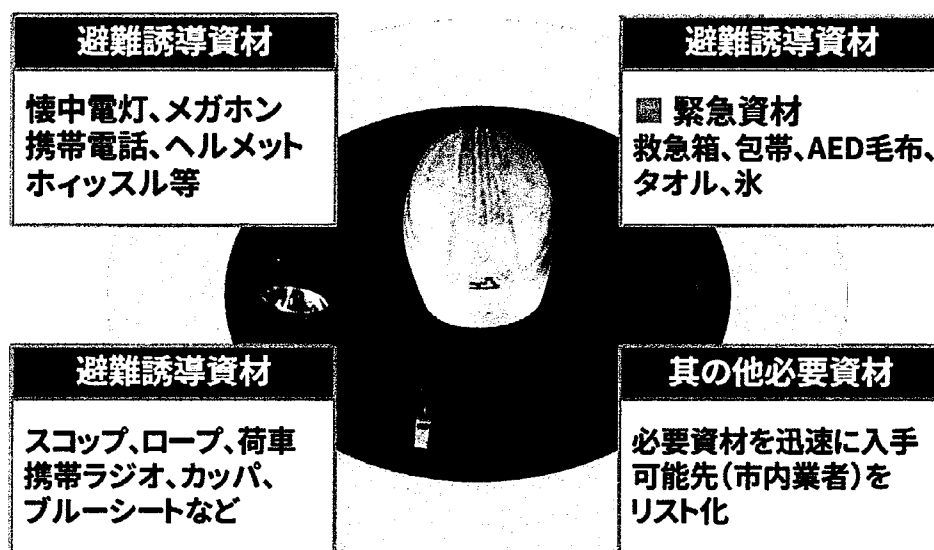
台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

〔台風・豪雨に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練る。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

④ 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。



※ 東山公園内の緊急災害施設の一施設として災害時に対応するため、水・常備食及び毛布等を備えます。

No	緊 急 病 院 名	連 絡 先
1	鳥取大学医学部付属病院	0859-33-1111
2	米子医療センター	0859-33-7111
3	山陰労災病院	0859-33-8181
4	博愛病院	0859-33-7711
5	高島病院	0859-33-1501

米子警察署

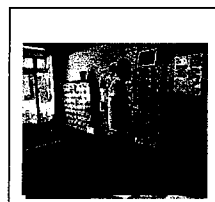
0859-33-0110

事件事故相談窓口

担当者 内線 331

別紙 1

(別紙) 消防訓練実施行動計画表



想定火災場所： 〇〇より出火、 〇〇から 〇〇方向に拡大延焼中 火災発生日時： 平成 〇〇年 〇月 〇日() 時 分		
項目	行動内容	担当者
時 分 火災発生報知	火災報知器を操作して点火を指示する。	
(報告)	(〇〇〇ー 隊長) 現場を確認し、火災現場の状況を隊長または〇〇〇に報告する。 「〇〇〇より出火、〇〇から〇〇方向に拡大延焼中です。」	
	(〇〇〇ー 隊長) 利用者数を確認する。 「本日の利用者はプール約〇〇名です。」	
(指示)	(隊長ー 〇〇〇) 指示①「〇〇〇は、119番に通報して下さい。」 「状況は〇〇より出火、〇〇から〇〇方向に拡大延焼中です。」 (隊長ー 〇〇〇ー 〇〇〇) 指示②「〇〇〇は〇〇〇へ連絡し、館内放送を指示して下さい。」	
(通報)	「消防署ですが、訓練火災です。こちらは東山水泳場です。〇〇時〇〇分頃に〇〇より出火し、現在、利用者の避難と初期消火中です。」(119番へは電話しません。仮想通報です。)	
(放送)	「只今、火災訓練中です。〇〇より火災が発生しましたので、職員の指示に従って避難して下さい。職員は利用者の避難誘導と初期消火にあたります。」(2度以上繰り返し放送する。)	
(消火避難)	放送後、身近の消火器を持って現場に急行し消火体勢に入る。 (利用者が多い時は、非常勤職員は避難誘導後に消火に向かう。) プールの利用を直ぐに中止し避難誘導を行う。	
(避難完了報告)	避難完了後、直ぐに隊長に報告する。 「プールの利用者全員の避難を完了しました。」 火災現場及び避難状況を確認し、隊長に連絡 「利用者全員の避難を完了しましたので、これで火災避難訓練を終了します。」	
(終了)	館内放送 「以上をもちまして火災訓練は終了しました。ご協力有難うございました。」	

エ) スポーツ活動における事故防止

利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止・防犯・防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
プール施設・器具 の点検	施設・器具の点検項目としては、『日常点検チェックリスト』を最低基準とし、利用者に対しては『点検結果掲示』をもって、施設の安全をアピールします。 ろ過循環設備は、専門業者によるメンテナンスを実施し、スタッフによるろ過機の外観点検、機能点検及びプール槽内の排水口及び吐出口の触診、目視点検を毎日実施します。
健康チェック の奨励	プール受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置しています。
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者・希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）。

オ) プールにおける事故防止対策

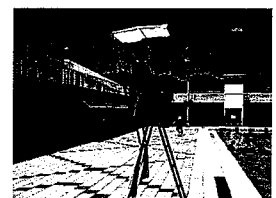
プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生しそうな要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される夏休み期間等の繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

① プールの監視体制(TPCS システム)

T（タワー：監視台）

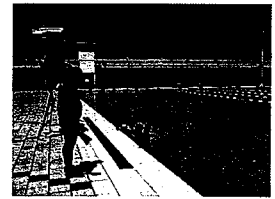
高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。



屋外プール監視台

P（パトロール：巡視）

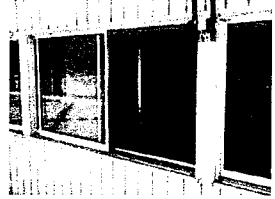
タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。



タワーとパトロール

C（コントロール：司令）

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、各ポジションに的確な司令・情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。



コントロール

S（スタンバイ：待機）

待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。

また、各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。

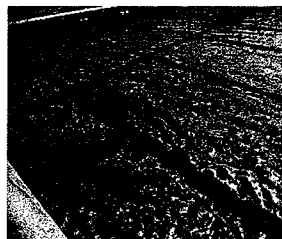
② 溺者救助(訓練)

急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。

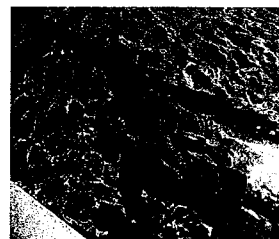
また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。

(プールにおける溺水事故の救助訓練)

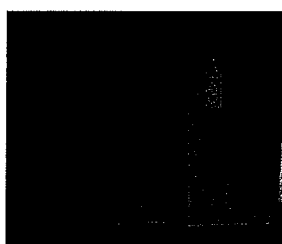
① 溺者を発見後直ちに救助に向かう



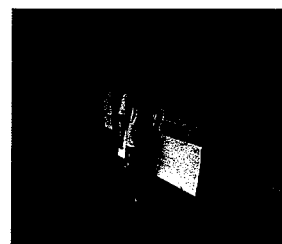
② 頸椎に注意しながら気道を確保する



③ 水中タンカを使用する



④ 水中タンカで救助協力に向かう



⑤ AEDを取り出し現場に急行する



⑥ 職員が協力して溺者をタンカに乗せる



⑦溺者に動揺を与えないよう水平にして運搬する



⑧安全な場所に運び、直ちに心肺蘇生法を開始する



⑨AEDを職員が持ってくる



⑩溺者の水気をタオルで拭き取る



⑪AEDの使用を始める（音声に従う）



⑫パッドを取り付ける



⑬AEDの音声に従う（待機・観察）



⑭AED実施後心肺蘇生法を開始し救急隊員が到着するまで続ける



③ 監視業務

利用者に安全で楽しく施設を利用していただくため、以下の安全管理規定を設け、監視業務に当たります。

監視の心得

- 1 監視員の選定
監視者として定められた形態で監視する。[水着又は定められた形態]
- 2 監視の場所
 - ① 監視前はプールの状況を事前に観察しておくこと。
 - ② 監視は、プールサイドを巡視して安全確保に努めるとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行う。
- 3 監視時間の短縮
入浴の状況により遊泳又はそれ以上の監視員を配置し、監視時間を短縮するなど安全の確保に努める。
- 4 監視区域
 - ① 監視担当区域及び分担をはっきり決めて、目の届かない区域を作らないこと。
 - ② 監視者は1ヶ所に集まらず、分散して監視すること。
- 5 監視者の任務
 - ① 監視者は、メガホンや笛を携帯し、危険な行為（悪ふざけ、飛び込み、無断な潜水、ロープのつかまり等）を発見したらすぐに注意をするとともに、障害、危険者を発見したら、直ちに救助活動又は注意を払う。
 - ② 入浴者のシャワー、更衣室の通行に努めるとともに、退水させるときは、全員の水を短縮する。
 - ③ フロアーの破損、飛び込み台の下、排水口付近などに特に注意を払う。
- 6 監視者の交代
 - ① 監視者の交代は監視場所で行い、一列も空白時間を作らないこと。
 - ② 交代の際、気づいた点を次の監視者に報告する。また、個人的な雑談は避ける。
 - ③ 次の監視員は、なるべく事故所に詳細し、プールサイド、更衣室、外観並等に注意を払う。

プール監視体制

- 1 プールの監視業務は、利用者の安全を守ることが最優先であり、予防保全を徹底する。そのための各種の措置・指示を行うとともに、緊急の場合直ちに人命救助を行わなければならない。
- 2 監視員の資格としては、[国] 日本体育協会が認定する水泳コーチ・水泳教師・水泳指導管理士、日本水泳連盟が認定する指導員資格者及び日本水泳連盟の検定に合格した基礎水泳指導員等が資格者であり、その責任は非常に重い。専門性を確保しておく必要がある。
- 3 監視業務は、専門員、指導員、監視補助員が主として当たるが、利用者の状況により他の職員も協力して行う。
- 4 1人当たりの監視区域を15～20名前後として、利用者の状況により専門員が判断し入水制限を行う。
- 5 監視員は、事故に備え常に監視体制を維持することが必要である。
- 6 監視時間は1人1回あたり概ね15～30分間とする。但し、利用者の状況により短縮し監視業務に専念できる体制を作る。
- 7 監視業務ローテーションとして①巡視→②指令→③監視→④休憩の順とする。
- ① 巡 視
 - ・プールサイドを巡視し、場内利用者の状況を把握する。
 - ・場内の設備及び衛生上の監視を行う。
 - ・器具、材料の破損を発見した場合は、応急処置を行うとともに危険物を排除する。
 - ・場内及び水中での危険な行為に対しては、これを直ちに制止する。
- ② 指 令 [指令はトップスタッフ [専門員] が行う]
 - ・入浴者、利用者の状況により、監視員の配置や行動を指令する。
 - ・一般、団体、専用利用者のコース利用を明確に指示し、危険のないよう配慮して周知する。
 - ・場内、場外、受付との連絡を密にする。
- ③ 監 視
 - ・自己の監視区域の状況を把握する。[特に障害の早期発見]
 - ・場内規則違反者に対する指導。
 - ・指令者との相互連絡を密にする。
- ④ 休 憩
 - ・自己の疲労調整をする。
 - ・休憩、外観をとる。

(公財)日本水泳連盟プール公認規則 第15条(プール管理)では、公認プール及び標準プールには、次のいずれかの資格を有する者

- ①日本体育協会公認水泳上級講師、②同水泳講師、③同水泳上級コーチ、
- ④同水泳コーチ、⑤同水泳上級指導員、⑥同水泳指導員、⑦日本体育施設協会公認体育施設管理士

以上7つの資格のうちのいずれかを有する者をプール管理者として置かなければならない。また、第16条1項にプール管理者は日本体育協会公認資格保有者またはプール衛生管理者を置かなければならない。

本水泳場職員には、上記の有資格者を在籍させ、また全職員にAED取り扱いを含む救急法講習を受講させます。

カ) 不審者等防止対策

① 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署・交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供・注意喚起を積極的に行います。

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆施設内外を適時巡回し、不審物・不審者の有無を確認する。
- ◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。
- ◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆周辺に不審者らしき情報がある場合は、警察に知らせる。
- ◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。

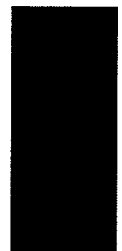
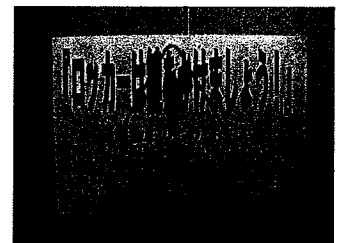


⑤ 盗難防止

・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図ります。

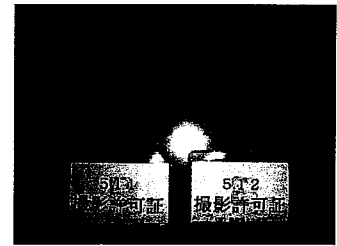
・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。

・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生防止に努めます。



⑥ 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることがないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には、許可証の携帯を義務付けます。



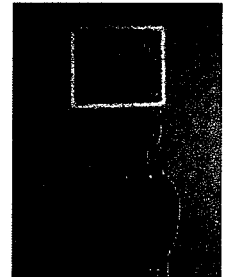
当連盟の撮影許可証

⑦ AED(自動体外式除細動器)の管理

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動（心臓の痙攣）によるものです。発生した場合は早期の除細動（痙攣を止めること）が救命の鍵となります。

本水泳場は、AEDを利用者の方が一目でわかるように事務所に配置し常時使用できるように維持管理を行っていきます。

また、敷地内において1分以内でAEDを届けます。



施設内の AED

AEDの管理

- ・ AEDが常時使用できるよう維持管理を行います。
- ・ 委託期間中、1回以上の定期点検を行います

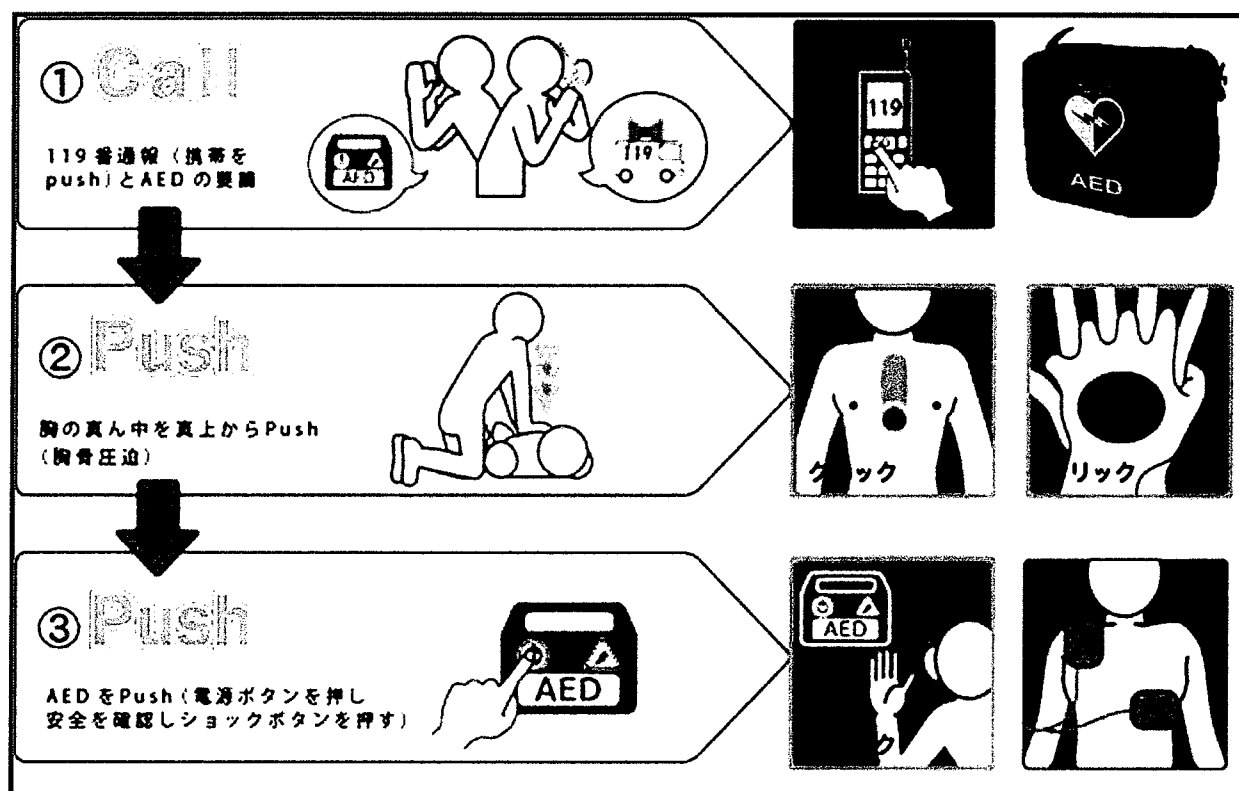
全職員がAED講習を受講

- ・ 全ての職員がAEDを使用できるよう心配蘇生法・AEDの講習会を受講します。
- ・ 心配蘇生法やAEDの使用訓練を行います。

危険度合いの対応

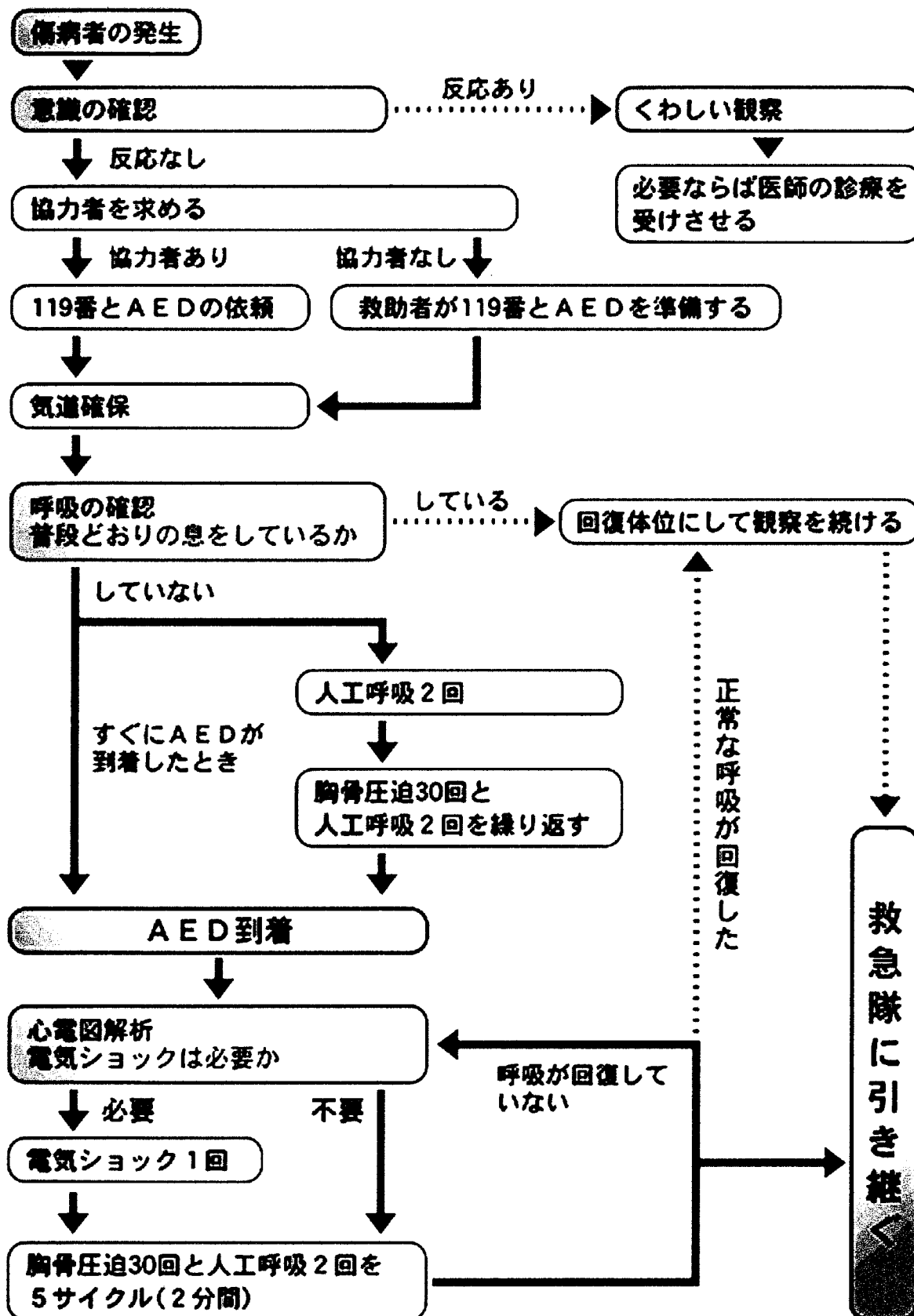
- ・ 8歳未満の子ども（1歳未満の乳児は除く）にもAEDの使用が出来るように小児用パッドを準備し、通常は小児用パッドを装着しておきます。

日本循環器学会推奨 コール&プッシュ



一般社団法人日本循環器学会

(心配蘇生法と AED を使用した除細動のフローチャート)



(2) 緊急時の体制・対応

ア) 火災・災害対応

① 火災対応



〔通報連絡班〕・・・消防署・警察への通報。

〔消 火 班〕・・・事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火。

〔避難誘導・救護班〕・・・利用者へ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないように冷静に避難誘導を実施。 負傷者発生の場合、適切に応急救護(人工呼吸、除細動器等)

〔非常放送避難誘導班〕・・・非常放送により利用者の避難を誘導。

※職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、上記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。

② 地震・津波対応

一次対応

- ・「緊急地震速報」が出たことを迅速に伝える。
- ・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。
- ・波発生時には、利用者及び職員の人命を第一と考え高台等、安全な場所へ避難誘導行う。

二次対応

- ・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。特に水を大量に使用するプールは、プール槽、配管などに異常がないか可能な限り細部まで調査する。
- ・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

③ 台風・豪雨

一次対応

- ・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
- ・利用者、来場者に情報提供するとともに被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。

二次対応

- ・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
- ・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

④ 施設設備の異常・故障

- ・設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている職員が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

- ※ 閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡
- ※ 火災・災害発生時は鳥取県にすみやかに第1報告、その後も必要に応じ随時報告
- ※ 終息後、総点検を行い鳥取県に詳細報告
- ※ マスコミへの対応・・・窓口の一本化、適切な情報提供



東山水泳場の避難訓練

⑧ 災害時の施設使用

次のいずれかに該当する場合は東山水泳場の使用について県の指示に従います。

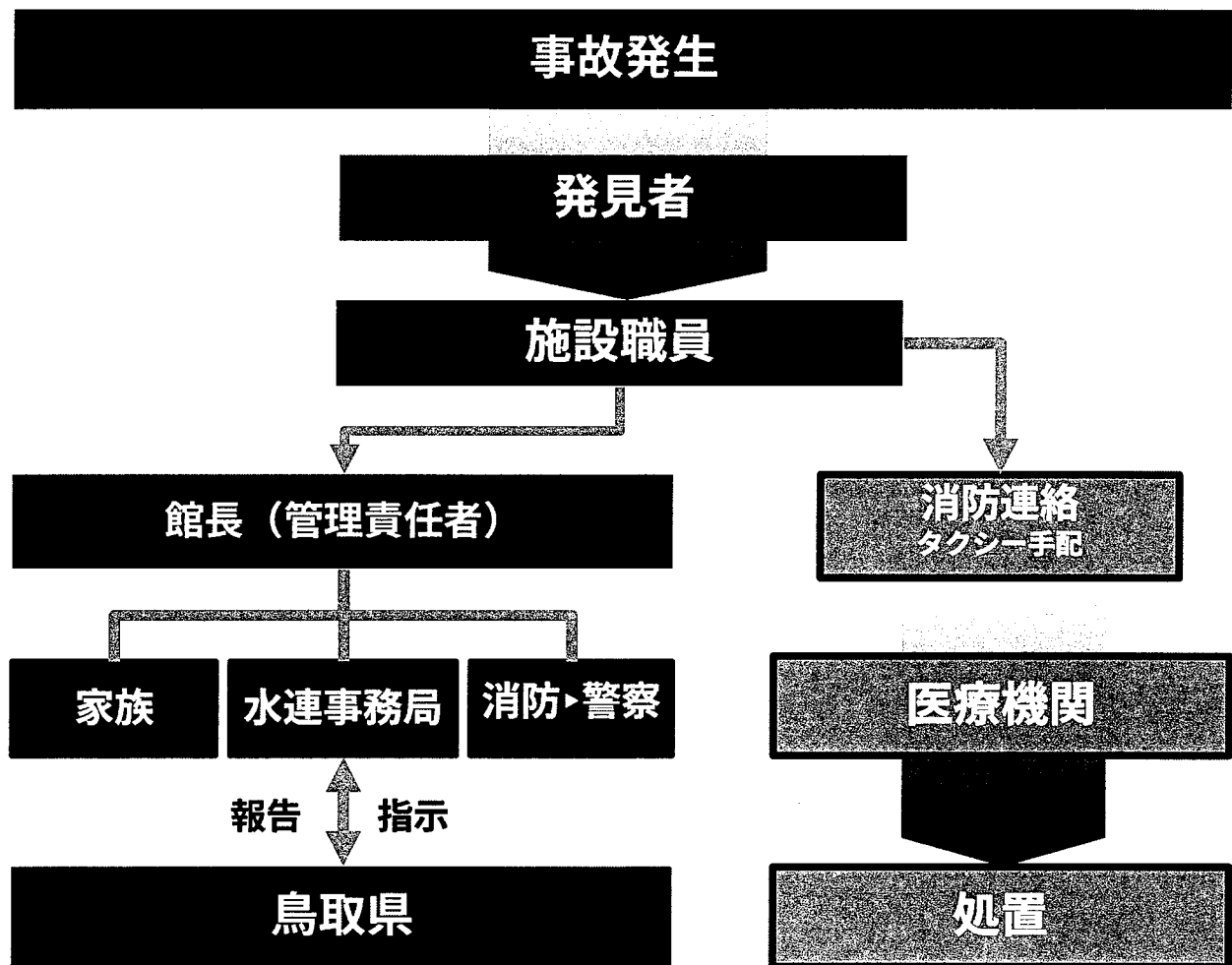
○地震の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に規定する武力攻撃事態等、感染症のまん延その他これらに類する状況に当たり、東山水泳場を閉館し、住民の避難及び救護又は広域応援活動拠点として使用する必要があると県が認めるとき。

○東山水泳場について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第148条の規定により県が避難施設の指定をしようとするとき。

イ) 事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行います。

※事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入



場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。

※近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。

※休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

ア) 苦情、トラブルの未然防止策

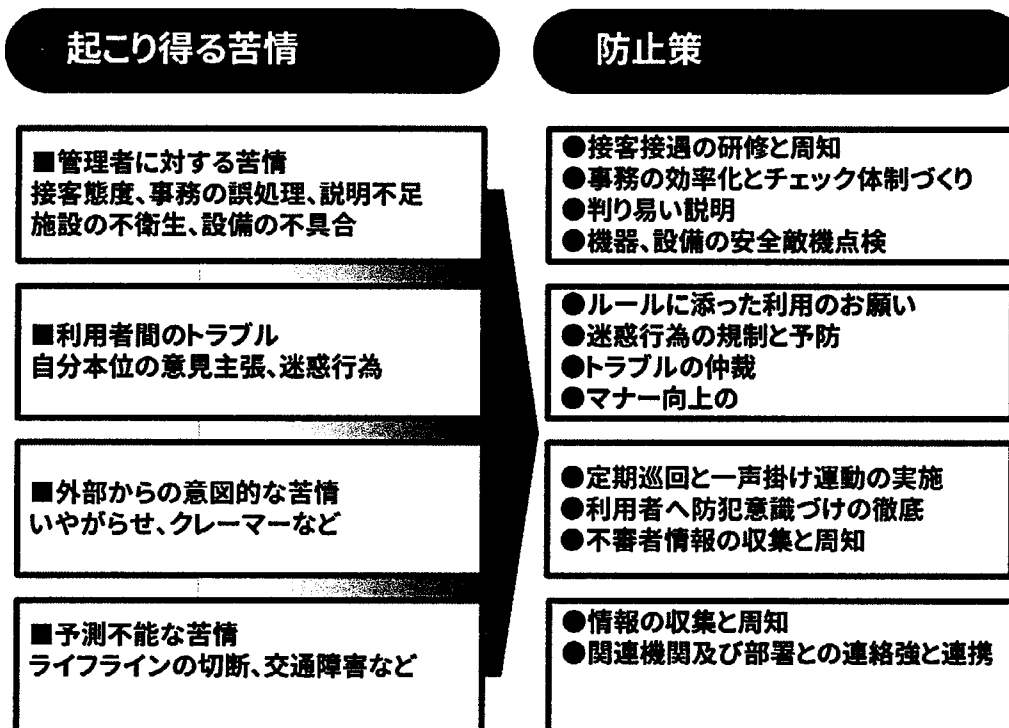
利用者の苦情・トラブルの多くは、利用する際の器具、備品等の不具合や職員の不誠実な対応が中心であります。次のような防止策を講じていくとともに、日ごろから職場内での職員研修を行います。

○器具・備品の点検と改善措置

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・利用者が利用する器具・備品等について、利用に不都合がないよう常時チェックを行うとともに、必要な場合は改善の措置を講じます。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

○利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの苦情やトラブルには、常に丁寧に耳を傾け、可能なものは直ちに改善する、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。



イ) 苦情、トラブルに対する対処方法

① 苦情の受付

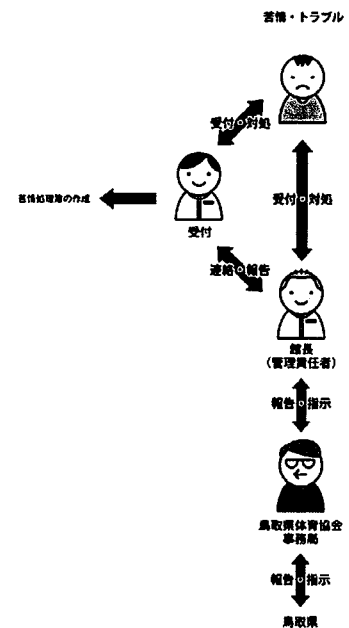
- ・苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- ・利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び（言い訳はしない）し、その上で説明します。
- ・利用者と論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

② 処理

- ・処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得ます。
- ・処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝えます。
- ・寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示します。
- ・寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応します。

③ 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・必ず原因究明を行い、再発防止に努めます。
- ・他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- ・苦情処理簿を作成し、管理運営にかします。（職員全員に処理の統一を徹底）



個人情報の保護への対応

私たちは、本連盟のもつ社会的責任と公共使命の重みを常に意識し、自己責任に基づく健全かつ適切な管理運営を通じて、社会から揺るぎない信頼の確保に努めてまいります。

また、本連盟は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づく誠実かつ公正な活動を実施してまいります。

(1) コンプライアンス体制の整備

- ・コンプライアンス組織を中心としたコンプライアンス違反の予防活動
- ・各種法令に準拠した規則の整備と日常の業務における行動基準の制定

個人情報保護方針
個人情報保護基本規程
個人情報保護管理システム 管理マニュアル
事務処理・教育・監査 文章管理・安全対策・罰則・その他
業務運用マニュアル・運用帳票

(2) 各種法令の遵守及び施策等への対応

- ・コンプライアンスに関する研修・案内による公共施設管理の自覚と責任の徹底
- ・各種法令への対応策の整備とその趣旨を尊重した業務履行
- ・個人情報に関する法令やルールを厳格に遵守し個人情報の適切な保護と利用を図ります。
- ・法令等に特段の定めのある場合を除き、利用者にお知らせした利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用いたしません。
- ・個人情報保護にかかる態度を継続的に見直し適時適切な改善を実施いたします。
- ・利用者の個人情報の取り扱いに関する意見は、適切かつ迅速に対応いたします。

(3) 厳格な情報管理体制の構築

- ・法令遵守をはじめ、マニュアル策定や個人情報保護責任者の選任等による個人情報の適正管理・日常的な情報管理の徹底と継続的な業務改善

ア) 個人情報の保護への対応

鳥取県個人情報保護条例に準拠し、個人情報の取得・管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

- ・職員一人一人が規程の内容について十分認識するよう研修を行います。
- ・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を館内に掲示し、利用者等に周知するとともに、ホームページでも公表します。
- ・個人情報の取り扱いについては館長を責任者とし、情報の漏えい、滅失、破損、改ざん等の防止に関する事務を統括します。
- ・個人情報保護の研修を実施し、職員に対して守秘義務を徹底させます。
- ・職員名簿・拾得物記録・参加者名簿・事故記録簿等、個人の情報が記載されている書類は、施錠のできる書庫等に保管し、使用する際には作業責任者の許可を得ることを義務付けます。
- ・個人名の入った利用申込書等は施錠し保管して、持ち出し禁止とします。
- ・申込書等で個人情報を取得する際には、使用目的を明示し、目的の範囲内でのみ取り扱います。
- ・正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- ・保有する個人情報は、本人の求めに応じ、開示・訂正等を行います。
- ・個人情報は保管期限を定め、期限を経過したものは速やかにシュレッダー等で粉碎した後に廃棄します。
- ・定期的に監査を行い、個人情報の保護が適正に行われるかチェックします。

スポーツの普及振興の考え方

施設の特性と職員の専門性を生かしたスポーツ教室の実施や県民の健康・体力づくりの向上を目指した生涯スポーツ活動を推進するとともに、競技団体等とのネットワークを活用し、競技力向上に係る支援を図っていきます。

(1) スポーツ教室の実施

子どもから高齢者、障がい者対象のさまざまな教室を職員の専門性を生かして実施します。

■障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供することと併せ、障がい者が参加するスポーツ大会や講習会等へ職員を派遣するなど支援を行います。

■トップアスリートの招へい

全国大会等の誘致と同様に、関係団体と連携し全国的に著名な選手等を招へいし、子ども達に夢や希望を与える機会を設けます。

■競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

■指導員等の地域や学校への出前指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。

■鳥取県との連携

鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

(2) 「いつでもどこでも学べる環境」づくりと『スポーツ振興』



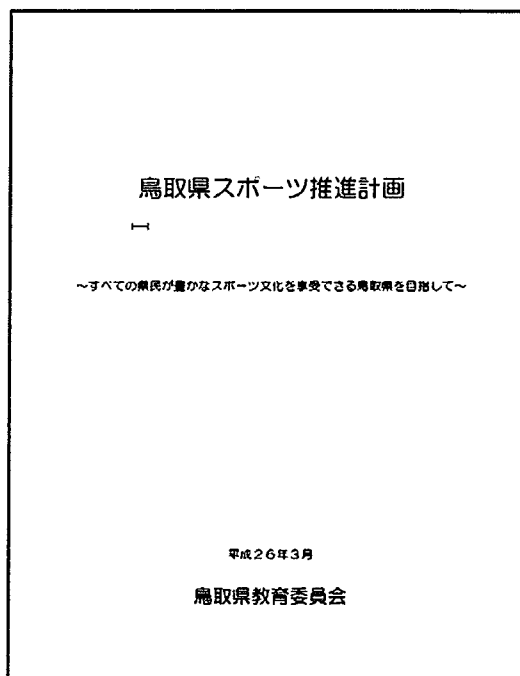
鳥取水泳連盟
として積極的に
取り組んで行き
ます。



「鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭」や
総合型地域スポーツクラブの創設、マラソン・
ウォーキングなどスポーツイベントへの参加を
促し、健康を維持できる人の増加を目指します。

ジュニア期から成人期まで継続的な競技力向上
を目指し、オリンピックやパラリンピック、国
体、全国障害者スポーツ大会などの国際大会や
全国大会で活躍できる選手を輩出します。

(3) 国体におけるスポーツ指導者資格の義務づけについて



競技力向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

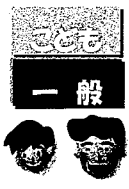
- 1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実
- 2 スポーツ指導者の育成と資質向上
- 3 競技力向上の推進体制及び連携の強化
- 4 競技力向上を支える環境整備
- 5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援

スポーツの普及振興に係る自主事業計画

(1) 水泳教室

水泳教室





参加対象 小学生・成人	定員 10～20名
料金 5,400円（月4回）～	主催 当連盟

当連盟の優秀なスタッフによる水泳教室を、開催します。

キッズコース





参加対象 幼児	定員 40名
料金 5,400円（月4回）～	主催 当連盟

泳げない子を泳げるように！水泳好きになってもらうための楽しい教室を開催します。

中高生コース

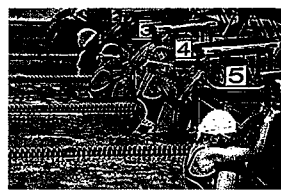




参加対象 中高生	定員 40名
料金 5,400円（月4回）～	主催 当連盟

キッズコースからのステップアップ！4種目が泳げるようになり、そしてタイムアップを目指す。

選手育成コース





参加対象 幼児・小学生	定員 40名
料金 8,100円（週4回）	主催 当連盟

水泳大会で一番を！週4回の練習でタイムアップを目指す。選手になるための導入コース。

選手コース



子ども



参加対象	小中高生	定員	40名
料金	8,640円 週6回	主催	当連盟

子ども達の可能性を伸ばすコース。目指せ全国大会、目指せオリンピック！

レディースコース



一般



参加対象	成人	定員	40名
料金	5,400円 月4回	主催	当連盟

女性専用の水泳教室。初心者から上級者まで泳力にあった指導をします。

マスターズコース



一般



参加対象	成人	定員	40名
料金	5,400円 月4回	主催	当連盟

成人の方のための水泳教室。初心者から上級者まで泳力にあったコースで練習を行います。

チャレンジスイムコース



一般



参加対象	成人	定員	20名
料金	5,400円 月4回	主催	当連盟

成人のタイムアップ教室！マスターズ大会など各種大会にも出場していきます。

(2) 健康体力づくり教室

ゆっくりウォーク



一 般



参加対象	成人	定員	20名
料金		主催	
入場料 (教室参加は無料)		当連盟	

健康体力づくりのためのコース。低い運動
 負荷で無理なく行う高齢者に人気の教室で
 ず。

アクアウォーク



一 般



参加対象	成人	定員	20名
料金		主催	
入場料 (教室参加は無料)		当連盟	

ゆっくりウォークのステップアップ教室！
 中程度の負荷で体力アップを目指します。

アクアジョグ



一 般



参加対象	成人	定員	20名
料金		主催	
入場料 (教室参加は無料)		当連盟	

アクアウォークで物足りない方の教室！水
 の中で膝や腰に負担をかけずにジョギング
 運動。

アクアビクス



一 般



参加対象	成人	定員	20名
料金		主催	
入場料 (教室参加は無料)		当連盟	

エアロビクスの水中版！楽しく笑顔でダン
 スダンス。楽しい教室を開催します。

はじめてスイム



一般

参加対象 成人	定員 20名 x 週 1 教室開催
料金 入場料(教室参加は無料)	主催 当連盟

水泳をはじめて習う方の教室。クロールを中心に水泳好きになってもらうための教室です。

ショート平泳ぎ



一般

参加対象 成人	定員 20名 x 週 1 教室開催
料金 入場料(教室参加は無料)	主催 当連盟

誰でも泳げる平泳ぎ。でも本当は正しく泳げていない。優秀なコーチが基礎から指導します。

ショートバタフライ



一般

参加対象 成人	定員 20名 x 週 1 教室開催
料金 入場料(教室参加は無料)	主催 当連盟

夢のバタフライ！当連盟が誇るコーチが必ず泳げるようにします。

ステップスイム



一般

参加対象 成人	定員 20名 x 週 1 教室開催
料金 入場料(教室参加は無料)	主催 当連盟

4泳法を組み合わせるバリエーションのあるメニューを提供します。

(3) その他の教室

トライアスロン教室






参加対象 小中高生・成人	定員 20名
料金 5,400円 (週1回)	主催 当連盟

シドニーオリンピック代表小原工選手の指導で行うトライアスロン教室。定員オーバーは必至！

フィンスイミング教室






参加対象 小中高生・成人	定員 20名
料金 入場料 (教室参加は無料)	主催 当連盟

世界選手権代表増田恒幸選手の指導で行うフィンスイミングの教室。

(4) イベント事業

着衣泳体験教室






参加対象 小中高・成人	定員 40名
料金 無料	共催 皆生ライフセービングクラブ

水の事故から自分の命を守る知識や技術を習得してもらいます。

指導者講習会






参加対象 成人	定員 40名
料金 無料	主催 当連盟

競技スポーツ、健康づくりの指導者の知識、技術の向上に役立つ講習会を開催します。

泳法分析会



参加対象 選手・成人	定員 20名
料金 未定	主催 当連盟

当連盟所有の水中カメラを使い泳法分析会を開催します。

トップアスリート招へい



参加対象 小中高・成人	定員 40名
料金 未定	主催 当連盟

当連盟の人脈を使い、オリンピック選手の招へいし、講演会や練習会を開催します。

記録会



参加対象 小中高・成人	定員 100名
料金 1種目500円	主催 当連盟

選手登録・マスタース登録の必要のない記録会。気軽に参加できる大会を開催します。

合宿の誘致・計画



参加対象 選手	定員 50名
料金 未定	主催 当連盟

県内外からの合宿の誘致・計画を行います。競泳プールの特性を活かしていきます。